

平成 24 年度 第 2 回宇都宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 次第

日 時 : 平成 24 年 10 月 24 日 (水)
午前 10 時 00 分 ~ (1 時間程度)

場 所 : 市教育センター 1 階 コミュニティホール

1 開 会

2 分科会長あいさつ

3 議 題

(1) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づく条例案について (資料 1)

4 その他

5 閉 会

平成 24 年度 宇都宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|----|-----------------|-----|----------------------------|-----|
| 1 | 宇都宮市議会 | 議員 | こ たいら み ち お 雄 小 平 美 智 雄 | |
| 2 | 宇都宮市民生委員児童委員協議会 | 会長 | すず き いつ お 郎 鈴 木 逸 郎 | |
| 3 | 宇都宮市知的障害者育成会 | 理事長 | すず き ゆう じ 鈴 木 勇 二 | |
| 4 | 宇都宮市母子寡婦福祉連合会 | 理事長 | くり た みき はる 栗 田 幹 晴 | |
| 5 | 栃木県中央児童相談所 | 所長 | すず き とも ゆき 鈴 木 友 之 | |
| 6 | 宇都宮市民間保育園園長会 | 副会長 | やま ぐち きこう こ 山 口 京 子 | |
| 7 | 宇都宮市医師会 | 理事 | ふく だ てつ お 夫 福 田 哲 夫 | |
| 8 | 宇都宮市青少年育成市民会議 | 会長 | かま くら きぶ ろう 鎌 倉 三 郎 | |
| 9 | 宇都宮地区幼稚園連合会 | 会長 | いま い まき のり 今 井 政 範 | |
| 10 | 宇都宮市子どもの家連合会 | 会長 | いま い やす お 勇 今 井 恭 勇 | |
| 11 | 作新学院大学 | 教授 | い ち えつ こ 伊 達 悦 子 | |
| 12 | 宇都宮市小学校長会 | 代表 | ます だ ひね お 夫 増 田 宗 夫 | |
| 13 | 栃木労働局雇用均等室 | 室長 | まつ うら なか こ 松 浦 實 子 | |

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づく条例案について

前回の社会福祉審議会児童福祉専門分科会で示した本市の方針

1 基準設定にあたっての基本的な考え方

下記事項を勘案しながら，条例での基準の設定を図る。

- ・ 児童の身体的，精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものであること。
- ・ 本市の児童の安全・安心を確保するとともに，本市の実情や，社会的要請等を十分に勘案したものであること。
- ・ 現時点において，全国一律の水準を維持することが妥当であり，特段の変更の理由がないもの等については，国の基準をそのまま市の基準とする。

2 基準設定の方向性（案）

(1) 国の基準に追加するもの

ア 児童福祉施設の非常災害対策について

基準の内容

- ・ 非常災害に対する具体的計画の策定及び連絡体制の整備等，並びに職員や入所者への周知等の義務化
- ・ 計画内容の検証及び見直しの義務化

独自基準を設定する理由

東日本大震災等の教訓を踏まえ，施設における防災対策等の措置を求めることにより，入所児にとっての安全・安心を確保するため

イ 保育所の開所時間について

基準の内容

- ・ 保育所の開所時間を原則 11 時間とする（開所時間の明確化）

独自基準を設定する理由

保護者の就労形態の多様化（フルタイムやフレックスタイムなど）や，保護者の通勤・児童の送迎に要する時間等を考慮し，様々な保護者のニーズに十分に対応可能な時間を，保育所の開所時間として明確化するため

(2) 国の基準を維持するもの

ア 「非常災害対策」及び「保育所の開所時間」以外のすべての基準

現行の国の基準は，児童福祉施設を運営するに当たり，本市の児童の身体的，精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を維持するに足りるものであり，今後も，国の基準を維持することによって，同様の効果が期待できることから，国の基準を本市の基準として採用する。

なお，条例の内容については，今後の社会情勢の変化等に応じ，適宜見直しを図る。

パブリックコメントの実施結果

1 パブリックコメントの実施期間

平成24年8月1日～8月31日

2 パブリックコメントにおける意見

- ・ 保育所の開所時間について（3件）

| 意見の内容 |
|--|
| 保育所の開所時間を11時間としているのは、あくまでも利用者の要望への対応であるため、条例化する際には、保育の質の向上などの点からも、何らかの対応をお願いしたい。 |

類似意見ほか2件

外部意見の聴取等を踏まえた条例案について

1 非常災害対策について

前回の審議会において示した考え方や方向性を踏まえ、独自基準として定める。

| 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） |
|---|---|
| <p>第6条 児童福祉施設においては、<u>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</u></p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。</p> | <p>第7条 児童福祉施設は、地震、火災、風水害その他の災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、周辺の地域の環境及び入所している者の特性等に応じて、利用している者の安全の確保のための体制、避難方法等を定めた防災計画（以下「防災計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所している者が円滑に避難することができるよう誘導するための体制を整備し、これらの体制について職員及び入所している者等に周知しなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p> <p>5 児童福祉施設は、前2項の訓練の結果に基づき、防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。</p> |

2 保育所の開所時間について

市条例において独自基準を定めることはせず，国の基準をそのまま市の基準とする。

【理由】

- ・ 保護者の就労形態の多様化や，通勤等に要する時間等，様々な保護者のニーズに対応するため，開所時間を原則11時間と条例により明確化する方向で検討を進めていたが，本年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新たな保育制度において，長時間利用・短時間利用等の区分の導入が検討されており，保育時間や開所時間についての考え方が，今後の国の協議の中で変更される可能性があるため。

3 国の基準を維持するもの

- ・ 「非常災害対策」を除くすべての基準

原則的には，国の基準（省令）をそのまま引用するが，本市において該当しない部分（助産施設，母子生活支援施設，保育所以外の施設が対象となる条項など）は削除するとともに，変更が必要な表現は改める。

4 市条例案の概要

「別紙」のとおり

市条例（案）の全文は，「参考」を参照

条例施行までのスケジュール

| | |
|-------------|--------------|
| 平成24年12月 | 議会へ条例（案）を提案 |
| 平成25年 1月～3月 | 市民・事業者への周知期間 |
| 4月 | 条例施行 |

「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」の概要

| 市条例(案)の構成 | | | | 考え方 | 条項の概略 |
|-----------|------|------------------------------|----------|---------|---|
| 章 | 条項 | 見出し | 類型 | | |
| 第1章 総則 | 第1条 | 趣旨 | 参酌 | / | ・児童福祉施設の設備・運営基準を定めるもの |
| | 第2条 | 定義 | | | ・本市における児童福祉施設の種類(助産施設, 母子生活支援施設, 保育所)を規定するもの |
| | 第3条 | 最低基準の目的 | 参酌 | 国の基準どおり | ・入所児の健やかな育成の保障を目的とするもの |
| | 第4条 | 最低基準の向上 | | | ・社会福祉審議会からの意見聴取と, それに基づく最低基準向上に係る勧告の実施 ・施設の最低基準を向上させるよう努める義務 など |
| | 第5条 | 最低基準と児童福祉施設 | | | ・施設における最低基準向上の義務 ・最低基準を理由とする設備, 運営の低下の禁止 |
| | 第6条 | 児童福祉施設の一般原則 | | | ・入所児の人権を尊重した運営の実施義務 ・地域社会との交流・連携及び運営内容の保護者等への説明に努める義務 ・運営内容の自己評価及び結果公表に努める義務 ・法に定める必要な設備の設置義務 ・入所児の保健衛生, 危害防止に考慮した構造設備にする義務 |
| | 第7条 | 児童福祉施設と非常災害 | 参酌 | 【独自基準】 | ・非常災害に備えた, 利用者の安全確保のための体制・避難方法等を定めた防災計画の策定義務 ・防災計画に基づく連絡体制及び避難誘導體制を整備する義務 ・消防設備の設置及び訓練の実施義務 ・防災計画の見直し, 検証の実施義務(詳細は「資料1」参照) |
| | 第8条 | 児童福祉施設における職員の一般的要件 | 参酌 | 国の基準どおり | [職員の要件] ・健全な心身, 豊かな人間性・倫理観, 児童福祉事業への熱意を持ち, 児童福祉事業の理論・実際についての訓練を受けた者 |
| | 第9条 | 児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等 | | | ・自己研鑽, 知識・技能の修得, 維持, 向上に努める義務 ・資質向上のための研修の機会の確保の義務 |
| | 第10条 | 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準 | 参酌(一部従う) | | ・他の社会福祉施設を併設する場合, 条件付で設備の兼用, 職員の兼務を是認 |
| | 第11条 | 入所した者を平等に取り扱う原則 | 従う | | ・国籍, 信条, 社会的身分, 費用負担の有無等による差別的扱いの禁止 |
| | 第12条 | 虐待等の禁止 | 従う | | ・職員による入所児への虐待等の禁止 |
| | 第13条 | 衛生管理等 | 参酌 | | ・設備等の衛生管理の義務 ・感染症, 食中毒等の予防及び蔓延防止に努める義務 ・必要な医薬品の備え及び適正な管理義務 |
| | 第14条 | 食事 | 従う | | ・自園調理の原則 ・入所児の健全な発育に適した献立作成の義務 ・入所児の身体的状況及び嗜好を考慮した調理方法等による食事提供の義務 ・児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成(食育)に努める義務 など |
| | 第15条 | 入所した者及び職員の健康診断 | 参酌 | | ・入所児及び職員の健康診断の実施義務(入所時, 定期健診) ・特に調理担当職員に注意を払う義務 など |
| | 第16条 | 児童福祉施設内部の規定 | | | ・入所者の援助, 施設管理等に関する規定の作成義務 |
| | 第17条 | 児童福祉施設に備える帳簿 | | | ・職員, 経理, 入所者に関する帳簿等の整備義務 |
| | 第18条 | 秘密保持等 | | | ・職員の秘密保持の義務 など |
| | 第19条 | 苦情への対応 | 参酌 | | ・利用者からの苦情受付窓口の設置及び改善義務 ・運営適正化委員会が行う調査への協力義務 |

| 市条例(案)の構成 | | | | 考え方 | 条項の概略 |
|-----------------|------|----------------|--------------|---------|--|
| 章 | 条項 | 見出し | 類型 | | |
| 第2章 助産施設 | 第20条 | 種類 | 従う | 国の基準どおり | ・第一種助産施設(病院, 診療所) ・第二種助産施設(助産所) |
| | 第21条 | 入所させる妊産婦 | 参酌 | | ・入所させる妊産婦の要件及び他の妊産婦を入所させることができる場合の要件 |
| | 第22条 | 第二種助産施設の職員 | 従う | | [職員等の要件] ・医療法に規定する職員, 1人以上の専任・嘱託の助産師の必置義務 ・嘱託医は, 産婦人科の診療に相当の経験を有する者 |
| | 第23条 | 第二種助産施設と異常分べん | 参酌 | | ・産科手術の必要な異常分べん時の措置 |
| 第3章 母子生活支援施設 | 第24条 | 設備の基準 | 従う (一部参酌) | 国の基準どおり | [設置すべき設備] ・母子室(30㎡/室以上, 調理設備, 浴室, 便所, 1室以上/世帯) ・集会・学習室, 相談室 など |
| | 第25条 | 職員 | 従う | | ・母子支援員(20世帯以上:3人以上)の配置義務 ・少年指導員(20世帯以上:2人以上)の配置義務 ・嘱託医, 調理員, 心理療法担当職員, DV対応等個別支援職員等の配置義務 など |
| | 第26条 | 母子生活支援施設の長の資格等 | 従う (一部参酌) | | ・医師, 社会福祉士等かつ必要な研修を受講した者から選任する義務 ・定期的な資質向上研修の受講義務 |
| | 第27条 | 母子支援員の資格 | 従う | | [母子支援員の要件] ・保育士, 社会福祉士, 精神保健福祉士等の有資格者 |
| | 第28条 | 衛生管理等 | 参酌 | | ・適切な入浴, 清拭等を行う義務 |
| | 第29条 | 生活支援 | | | ・自立を促進するための生活支援義務 |
| | 第30条 | 自立支援計画の策定 | | | ・家庭状況等を勘案した自立支援計画の策定義務 |
| | 第31条 | 業務の質の評価等 | 従う | | ・業務の質の評価, 外部評価結果等の公表, 改善義務 |
| | 第32条 | 保育所に準ずる設備 | | | ・保育所に準ずる設備を設置する場合, 保育所の規定を準用する ・乳幼児30人につき保育士1名以上の配置義務 |
| | 第33条 | 関係機関との連携 | 参酌 | | ・母子の保護及び生活支援のため関係機関(福祉事務所, 母子自立支援員, 児童相談所等)と連携する義務 |
| 第4章 保育所 | 第34条 | 設備の基準 | 従う (一部参酌) | 国の基準どおり | [保育室の面積要件等] ・乳児室(1.65㎡/人)又はほふく室(3.3㎡/人) ・保育室(1.98㎡/人)又は遊戯室(同左) ・屋外遊戯場(3.3㎡/人), 調理室, 医務室, 便所の設置 など |
| | 第35条 | 保育所の設備の基準の特例 | 従う | | ・3才以上児の給食の外部搬入を認める特例 |
| | 第36条 | 職員 | | | [保育士の配置基準(保育士:児童)] ・0才児 1:3 ・1・2才児 1:6 ・3才児 1:20 ・4・5才児 1:30 など |
| | 第37条 | 保育時間 | 参酌 | | ・1日につき原則8時間の保育時間の確保 |
| | 第38条 | 保育の内容 | 従う | | ・厚生労働大臣が定める方針(保育所保育指針)に基づく保育の実施義務 |
| | 第39条 | 保護者との連絡 | 参酌 | | ・保育内容等について保護者と連絡を行うよう努める義務 |
| | 第40条 | 公正な選考 | | | ・就学前保育等推進法に規定する私立認定保育所(認定こども園の保育所部分)において選考を行う場合の規定 |
| | 第41条 | 利用料 | | | ・利用料等の徴収方法に関する規定 |
| | 第42条 | 特例幼保連携保育所の特例 | 従う (一部参酌) | | ・就学前保育等推進法に規定する私立認定保育所(認定こども園の保育所部分)における設備・職員要件の緩和の特例 |

宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「児童福祉施設」とは、市長の監督に属する助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

2 この条例における用語の意義は、法の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、宇都宮市社会福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（児童福祉施設と非常災害）

第7条 児童福祉施設は、地震、火災、風水害その他の災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、周辺の地域の環境及び入所している者の特性等に応じて、利用している者の安全の確保のための体制、避難方法等を定めた防災計画（以下「防災計画」という。）を定めなければならない。

2 児童福祉施設は、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所している者が円滑に避難することができるよう誘導するための体制を整備

し、これらの体制について職員及び入所している者等に周知しなければならない。

3 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

4 児童福祉施設は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

5 児童福祉施設は、前2項の訓練の結果に基づき、防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第11条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第14条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第15条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 児童相談所等における児童の入所前の健康診断 | 入所した児童に対する入所時の健康診断 |
| 児童が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第16条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第17条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 児童福祉施設は，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

（種類）

第20条 助産施設は，第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

- 2 第1種助産施設とは，医療法（昭和23年法律第205号）の病院又は診療所である助産施設をいう。

- 3 第2種助産施設とは，医療法の助産所である助産施設をいう。

（入所させる妊産婦）

第21条 助産施設には，法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて，なお余裕のあるときは，その他の妊産婦を入所させることができる。

（第2種助産施設の職員）

第22条 第2種助産施設には，医療法に規定する職員のほか，1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

- 2 第2種助産施設の嘱託医は，産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（第2種助産施設と異常分べん）

第23条 第2種助産施設に入所した妊婦が，産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは，第2種助産施設の長は，速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし，応急の処置を要するときは，この限りでない。

第3章 母子生活支援施設

（設備の基準）

第24条 母子生活支援施設の設備の基準は，次のとおりとする。

- (1) 母子室，集会，学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室は，これに調理設備，浴室及び便所を設けるものとし，1世帯につき1室以上とすること。
- (3) 母子室の面積は，30平方メートル以上であること。
- (4) 乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を入所させる母子生活支援施設には，付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは，保育所に準ずる設備を設けること。
- (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には，静養室を，乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には，医務室及び静養室を設けること。

（職員）

第25条 母子生活支援施設には，母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。），嘱託医，少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には，心理療法担当職員を置かなければならない。

- 3 心理療法担当職員は，学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学

部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業したものであって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第27条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(衛生管理等)

第28条 母子生活支援施設においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持

することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

(生活支援)

第29条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第31条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第32条 第24条第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定(第36条第2項を除く。)を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第4章 保育所

(設備の基準)

第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第42条第2項において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は，次のア，イ及びカの要件に，保育室等を3階以上に設ける建物は，次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ，同表の中欄に掲げる区分ごとに，それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
|------|-----|--|
| 2階 | 常用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし，同条第1項の場合においては，当該階段の構造は，建築物の1階から2階までの部分に限り，屋内と階段室とは，バルコニー又は付室を通じて連絡することとし，かつ，同条第3項第2号，第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |
| 3階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし，同条第1項の場合においては，当該階段の構造は，建築物の1階から3階までの部分に限り，屋内と階段室とは，バルコニー又は付室を通じて連絡することとし，かつ，同条第3項第2号，第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階以上 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |
| | 避難用 | 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ，かつ，保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において，換気，暖房又は冷房の設備の風道が，当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダン

パーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第35条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第36条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する児童(以下「長期間利用児」という。)おお

むね20人につき1人以上),満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上(認定保育所にあつては,短時間利用児おおむね35人につき1人以上,長時間利用児おおむね30人につき1人以上)とする。ただし,保育所1につき2人を下ることはできない。

(保育時間)

第37条 保育所における保育時間は,1日につき8時間を原則とし,乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して,保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第38条 保育所における保育は,養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし,その内容については,厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第39条 保育所の長は,常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり,保育の内容等につき,その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第40条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は,就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは,公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第41条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては,当該利用料の額は,当該サービスの実施に要する費用を勘案し,かつ,当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

(特例幼保連携保育所の特例)

第42条 就学前保育等推進法第3条第2項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し,又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室については,当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室,ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室,遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて,それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは,当分の間,第34条第6号の規定を適用しないことができる。

| 学級数 | 面積 |
|-------|--|
| 1学級 | 180平方メートル |
| 2学級以上 | $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル |

2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については,当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が,次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて,それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第34条第6号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは,当分の間,同号の規定を適用しないことができる。

| 学級数 | 面積 |
|-----|----|
|-----|----|

| | |
|-------|---|
| 2学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル |
| 3学級以上 | $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル |

- 3 特例幼保連携保育所であつて、満3歳以上の幼児につき第36条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して市長が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 4 前項の規定による市長の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。
- 5 前項の規定に関わらず、第3項の規定による市長の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。
- 6 前各項の規定は、就学前保育等推進法第3条第2項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第3項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（委任）

- 2 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

（高等学校、大学の意味）

- 3 第27条第5号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令の規定による中等学校を含むものとする。
- 4 第25条第3項にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。

（経過措置）

- 5 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。